南アフリカ商標法について













改訂 2019年 9月30日



(外務省 HP - 地域別インデックスより)

■はじめに

南アフリカにて商標権の権利保護を行う際に役立つ情報を、以下に掲載しております。

本ページが、お客様が海外で知財保護を行う上での一助となれば幸いです。ぜひお役立て下さい。

<平均的な審査期間> ※2016年4月時点

出願~登録(拒絶理由が通知されない場合):およそ18ヶ月~24ヶ月

■南アフリカにおける商標権

- (1) 商標の種別
- 1)商品商標
- 2) サービスマーク(役務商標)
- 3) 団体商標
- 4)証明商標
- (2) 出願可能な商標の保護対象

【全3頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- 大阪法務部長 :八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- 東京法務部長 : 石黒 智晴(東京本部在籍)
- TEL (大阪): 06-6351-4384 (代表)
- TEL (東京): 03-3433-5810 (代表)
- E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ <弊所総合ウェブサイト>:http://www.harakenzo.com
- <商標専門サイト> :http://trademark.ip-kenzo.com
- ・ <意匠専門サイト> :http://design.ip-kenzo.com
- · <弊所法務部 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment